

# 平成 29 年度第 2 回 墨田区地域自立支援協議会 議事要旨

日 時 平成 29 年 11 月 9 日 (木) 午後 3 時 ~ 午後 4 時 30 分

場 所 墨田区役所庁舎 13 階・131 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 計画策定部会の報告について

(2) 精神部会の報告について

(3) 墨田区障害福祉計画【第 5 期】・墨田区障害児福祉計画【第 1 期】の中間まとめについて

3 閉 会

(資 料) 資料 1 計画策定部会 報告資料

資料 2 精神部会 報告資料

資料 3 墨田区障害福祉計画【第 5 期】・墨田区障害児福祉計画【第 1 期】  
(中間まとめ)

墨田区地域自立支援協議会委員

(敬称略)

氏 名		所 属	出欠
柳田 正明	副会長	墨田区障害者審査会委員・山梨県立大学	出席
清水 裕三		特定非営利活動法人 のぞみ	欠席
長島 孝		社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	出席
小野坂 明夫		社会福祉法人 墨田さんさん会	〃
河野 元毅		特定非営利活動法人 とらいあんぐる	〃
中山 美幸		墨田区 福祉保健部 障害者福祉課 すみだ障害者就労支援総合センター	〃
柳 牧子		社会福祉法人 おいてけ堀協会	〃
前田 輝和		株式会社 ラックコーポレーション	〃
柳瀬 一正		東京都立墨東病院	〃
荘司 康男		墨田区障害者団体連合会	〃
庄司 道子		墨田区手をつなぐ親の会	欠席
菊池 昌子		墨田区肢体不自由児者父母の会	出席
三浦 八重子		墨田区精神障害者家族会	〃
西巻 隆之		東京都立墨東特別支援学校	〃
阿由葉 綾子		東京都立墨田特別支援学校	〃
鎌形 由美子	会長	墨田区民生委員・児童委員協議会	〃
谷部 和男		墨田公共職業安定所	〃
栗田 陽		墨田区社会福祉協議会	〃
岩瀬 均		墨田区 福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課	〃
杉崎 和洋		墨田区 福祉保健部 障害者福祉課	〃

<事務局出席者> 障害者福祉課・保健計画課各担当係長及び主査

## 1 開 会

障害者福祉課長挨拶 省略

鎌形会長挨拶 省略

## 2 議 題

( 1 ) 計画策定部会の報告について

( 2 ) 精神部会の報告について

( 3 ) 墨田区障害福祉計画【第 5 期】・墨田区障害児福祉計画【第 1 期】の中間まとめについて

### 質疑応答 ( 議題 ( 2 ) 精神部会の報告について )

( A 委員 ) 前回、精神部会を立ち上げるという話があった際に、委員の中に地域で受け入れる側のメンバーも入っており、実際に長期入院の方を抱えている精神科の病院の方も委員に入った方がいいのではないかという意見を述べた。委員の構成を検討する際、そのような議論をしていただいたか伺いたい。

また、精神保健福祉法の改正が国会の解散で流れてしまったが、措置入院患者の退院後支援については、いずれ法の改正に伴い、地域で担うことになると思う。区としての準備はどのくらい進んでいるのか。

( 事 務 局 ) 委員の選定について、長期の入院が絡む関係で病院の方も入れてはどうかという話だが、区民の患者さんの入院先は遠方が多く、近くても足立区である。まずは地域の皆様と協議をしていくということで、今年度については、このような委員の選定とさせていただいた。地域包括ケアシステムの構築という点では、もう少し様々な立場の方のご意見を伺う必要もあると思うので、委員の構成については、また来年度に検討していきたい。

措置入院患者の退院後の支援については、現場の方で、実際に措置入院になられた方を把握できる部分もあるので、まずは来年度、そのような患者さんについて病院と連携を図り、退院支援の事例として、主に精神障害者支援を現場で行っている保健センターと連携し、進めていく予定である。

### 質疑応答 ( 議題 ( 3 ) 墨田区障害福祉計画【第 5 期】・墨田区障害児福祉計画【第 1 期】の中間まとめについて )

( B 委員 ) 地域生活支援拠点に関して、グループホームの整備は、第 4 期の計画では、知的障害のある方向けの施設が 1 つ、身体障害のある方向けの施設が 1 つということだったと思う。今回の計画では、平成 32 年度末までに 1 か所の整備を目指すという区の考え方があがるが、そのあたりについて説明をお願いしたい。また、施設の具体的な部屋数についても教えてほしい。

(事務局) グループホームは、知的障害のある方向けの施設を1つ、身体障害のある方向けの施設を1つ、合計2か所整備する予定で、そのうち一つに地域生活支援拠点としての機能を持たせるということである。第4期の計画でも、地域生活支援拠点としては1か所の整備という内容であった。具体的な部屋数については内部で協議中である。

(C委員) 地域生活移行者数について、地域生活に移行するという意味は、例えば、在宅なのか通所施設に通うということなのか、どう理解したらよいか伺いたい。

生活介護については、平成30年4月に肢体不自由児(者)を対象とする施設を開設するとあるが、肢体不自由児(者)以外の、例えば、知的障害のある方向けの施設などは十分確保されていると捉えてよいのか。また、生活介護事業所の利用者は、区内の施設では123人、区外利用者を含めると366人で、区外の施設を利用する方も多い。例えば、定員の関係で、本来は区内の施設を利用したいという希望があるのに、区外を利用している方がいるかなど、アンケートなどで把握しているものがあれば教えていただきたい。

(事務局) 地域移行の定義としては、在宅なのか通所施設に通うということなのか、特に明確な規定はされていないが、国の基本指針では、グループホームなどの活用という話も出ている。現場の状況としては待機者の数も多いが、施設入所者の方も重度化、高齢化が進んでいるので、地域に出て新たな環境に対応ができるかというとなかなか難しく、地域移行が容易に進まない状況がある。一方、地元で待機をされている方もいらっしゃるの、施設が新設されれば、地元で待機されている方が先に入っていくと考えられる。

生活介護の必要量の確保については、実績として増加傾向であるので、それを踏まえて必要量を定めた。生活介護事業所は区内4か所で、現状では希望者の受け入れができているが、それぞれの施設によっては定員に余裕はない状況である。平成30年4月に新たな施設を開設するが、平成32年度までに状況は変わっていくので、必要量については、今後も検討しなければならないと考えている。区外の利用者が区内施設を希望しているのかということについては、アンケート調査などでの把握は、現在はしていない。

(D委員) 計画相談支援について、必要量が平成30年度で244人分ということで、現状から80人ほど増加する見込みである。現在、1人の相談員が100人ほど抱えている状況で、事業所も増えていないが、事業所や相談員を増やしていく取組は、今後何か考えているか。

また、訪問系サービスの関係で、福祉人材の不足の話が出たが、それに対しても、何か取組は考えているのか。

(事務局) 計画相談支援については、実績は、平成29年の3月時点での数字であり、各月でかなり変動はある。現在、セルフプランなども含め、ニーズには対応はできていると考えている。ただ、各事業者さんには負担となっていると聞いているところではある。

(事務局) 福祉人材の育成については、区の事業所を対象に種別ごとに連絡会を実施しており、情報共有や、研修などの情報提供も行っている。また、相談支援に関しては、なかなか都の研修を受けられず、相談支援専門員になれないという状況もあると聞くので、相談支援専門員を増やしたいという事業者さんには、区が受講希望者を募り、都に推薦をし、なるべく研修を受けられるように対応をしているところである。

(D委員) 所属する事業所では、移動支援事業も行っているが、現状としては担い手が少ない。昨年からは、処遇改善加算で、障害者総合事業の方は、居宅系サービスが30.3%というこ

とで給付が出たが、移動支援の方はそのような加算などが付く見込みはあるのか。

(事務局) 移動支援については、来年度、加算が付くという計画はないが、移動支援についてもそのような要望があるということで、再来年度以降の検討材料とさせていただきたい。

(A 委員) 障害児福祉計画の部分だが、平成 30 年度までに医療的ケア児を支援するための協議の場を設けていただけるということであるが、これはとてもよいことだと思う。通所支援に関して様々な計画があると思うが、モデル事業として、いくつかの区で、レスパイトの受け入れ先がないので、自宅にいたまま、訪問看護の方が滞在してくれるという事業が行われ、それが好評だったと聞いている。病院や施設だと、慣れない場に障害のあるお子さんが来ることになってしまい負担も大きいので、慣れた自宅で慣れた訪問看護の方が来てケアできる体制が望ましいと思うので、区の方でも検討していただきたいと思う。

成年後見制度利用支援事業について、これからは、障害のある方の親の高齢化や単身独居の方も増えていく社会構造だと思うが、利用見込み者数が 5 人というのは、どのような根拠で出しているものなのか。

(事務局) レスパイト事業について、今回の計画では掲載されていないが、都の実施要領に基づき実施済みである。区内に住所のある方で、身体障害及び知的障害の手帳を持つ重症心身障害児の方が対象で、親御さんが休息を必要とするときなどに、自宅に看護師を派遣するもので、月 2 回、一回 4 時間まで利用できるものとなっている。

(事務局) 成年後見制度の利用見込み者の人数については、厚生課が所管のため詳しくはお答えできないが、成年後見は高齢者支援の分野でもサービス提供をしており、これまでの実績としては、1 件もない年度もあり、対象となる方がなかなか出てこない状況であると聞いている。そのような実績から考えると、5 人というのは少なく見積もっている数字ではないと考えている。

(B 委員) レスパイト事業については、都にも要望しているが、在宅で月に 2 回で、最高 4 時間までしか預けられないと、なかなか利用しづらい。週に一回、例えば、東部療育センターに通っている方で、家に看護師さんに来てほしいという方はたくさんいる。しかし、在宅でなければ利用できず、365 日家にいる方のみが対象なので、週に一度でも生活介護施設に通っていると利用ができない。それであれば、1 週間、重症心身障害児を受け入れているショートステイに入れたほうが休めるというのが現状である。ただ、ショートステイもなかなか預けることが難しい。

(E 委員) 成年後見制度法人後見支援事業について、区が法人後見をしようということではなく、区の社会福祉法人が法人後見をしようとする場合の支援をしようという解釈でいいのか。また、前回の計画でも同じ表現だが、「早期に実施できるよう検討を行う」と記載がありながら、今後の計画では、平成 30 年度から 32 年度まで「検討」という記載しかない。社会福祉協議会としては、法人後見を実施していく必要があるのではないかとということで、改定した地域福祉活動計画では、平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間で、試行的に 1, 2 件受任した上で、今後、本格実施に向けて検討しようという考え方をもっている。なので、それも含めて考えを伺いたい。

(事務局) 委員のおっしゃるように、成年後見制度法人後見支援事業については、区が実施するわけではなく、社会福祉法人等の実施するものを区が支援しようというもので、社会福祉協議会が取り組まれていることについても支援していくということである。「早期に」という文言も計画に記載しているので、この点については、改めて、所管の厚生課と協議をしていきたいと考えている。

(C 委員) 児童発達支援の関係で、保育所等訪問支援については、新しくできる区立の児童発達支援センターで必要量の確保に努めるとのことだ。この計画の期間は平成 30 年度から 32 年度であるが、区立の児童発達支援センターができるのが平成 32 年度になってしまった場合、平成 30 年度と 31 年度はどのように対応するのか。前回の協議会でもお話をしたが、保育所等訪問支援については、最近、急激に利用者が増加している。平成 25 年度には 50 件程度であったものが、昨年度は 90 件を超えており、今年度も 9 月現在で 63 件、11 月までの申し込みが 111 件という数字になっている。これを 1 人の職員で対応しているので、可能であれば、区立の児童発達支援センターを平成 30 年度に設置する体制をとってほしい。それが難しいのであれば、平成 30 年度と 31 年度に何らかの対応を考えてほしい。

また、障害児通所支援については、児童発達支援、医療型児童発達支援のどちらも親御さんからの要望が大変多くなっている。平成 22 年度ににじの子という第 2 みつばち園ができたとき、みつばち園と合わせた当時の在籍登録数は 265 人であったが、現在 2 つの園の在籍登録数は合計 599 人となっており、2.2 倍以上の数値になっている。2 つの園では対応しきれない現状であるので、可能であれば、もう一つ、第 3 みつばち園の設置を検討していただくか、民間の療育施設をもう少し区の方で支援し、もっと民間の方に利用者が流れる方策を考えていただけたらと思う。

(事務局) 保育所等訪問支援については、主に児童発達支援センターで行われるもので、保育園、幼稚園の先生とお子さんの両方に支援を行う。なかなか民間の事業者さんでは難しく、児童発達支援センターでないと行いづらい事業であると考えている。どのように量を確保していくかということになると、現状では、みつばち園さんに対応していただくしかない状況である。現在、1 人の職員では対応しきれないということであれば、職員を増やすことも含めて、区も検討しなくてはいけないと思うので、今後、ご相談しながら考えていきたいと考えている。

また、児童発達支援についても、非常に増えてきて、みつばち園とにじの子では対応ができないような数になってきている。区に対しても、みつばち園に予約を入れたが 3 か月待ちだという件でのお問い合わせもあった。心配なので、すぐにでもお子さんを療育に通わせたいという方もいるので、民間の事業所も紹介し、そちらに通いながら、みつばち園の利用については待っていただくということに対応している。民間事業所については、放課後等デイサービスが増えているが、ここ数年では児童発達支援の事業所も少しずつ増えてきている。みつばち園さんとは話し合いながら、公共と民間事業所との役割分担について調整させていただけたらと考えている。

(B 委員) 医療型児童発達支援について、区内には医療型児童発達支援センターはなく、すべての利用者が区外の都立事業所を利用しているとのことだが、今後も区内には設置する予

定はないのか。

また、区内の保育園等で医療的ケア児を受け入れる予定はないのか。

(事務局) 医療型児童発達支援センターというのは、みつばち園のような児童発達支援の施設に病院がついたようなもので、病院を作るような大きな話になってしまい、区のレベルでは対応ができるものではなく、今のところ設置の予定はない。

また、区内の保育園等での医療的ケア児の受け入れについては、子育て部門の方で対応をしているが、恒常的な制度として、医療的ケア児を何名受け入れますということではなく、個別に、ケースバイケースで対応しているということを知っている。今年度については、区立の保育園では2名ほど医療的ケアの必要のあるお子さんを受け入れることができたとのことである。今後も、新たな医療的ケアのお子さんの相談があった際にどのような対応をしていくかということについては、子育て部門の方と調整していきたい。

(F委員) 計画の実績について、年度末の3月時点での数字になっており、29年の数値は実際のところは28年度の実績になっている。必要量の見込み量は年度の表記になっているので、これは混乱をきたすかと思う。例えば、共同生活援助の数値について、平成30年度から32年度で地域移行の見込み者数は19人という記載があるが、平成30年度から32年度の見込み量を引くと13人の増になっており、6人の誤差がある。

(事務局) 委員がおっしゃるように、実績を出している時期と見込み量の年度の表記にずれがあるため、例えば、共同生活援助の数値については、平成30年3月の実績を追記し計算する必要がある。平成30年3月の推計が、誤差の6人を加えた数値であり、平成32年度から30年度の見込み量を引いた13人にこの6人を足すと、地域移行の見込み者数である19人になるような計算をしている。前回の計画からの数字の設定であるため、いただいたご意見を踏まえて、改めて整理をしたいと考えている。

(鎌形会長) それでは、他にご意見がないようなので、以上をもって当協議会を終了させていただきたい。本日は貴重なご意見をたくさんいただき、ありがとうございました。